

資 料 編

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場舗装整備	大山町	面積 11,160 m ²	20,000 千円
		バス発着所舗装整備	〃	収容能力 206台 1,455 m ²	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備 鳥取砂丘清掃施設整備	岩美町 鳥取市	安全柵 L = 633m 焼却炉1、空缶圧縮機1、 カフス粉砕機1、ゴミカゴ28 収容棟(9.8 m ²)1棟	5,000 2,415
		砂丘道路チューリップ植栽	福部村	植栽延長 1,135m チューリップ球根 57,200球	572
氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018 m ²	2,000	
	小計				31,687
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道整備	大山町	延長 1,821m 柵延長 1,712m 制札 43本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機、カフス粉砕機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路整備	福部村	アスファルト舗装 L = 648.6m W = 7.0m	29,200
		鳥取砂丘道路補償工事	〃	バス停1 国道拡巾 L = 18.8m W = 3.0m~0m 歩道 L = 188m W = 3.0m~1.5m	6,700
氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L = 1,852.5m W = 1.5m	3,400	
	小計				44,500
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道路整備	鳥取市 〃	アスファルト舗装 L = 460m W = 7.0m アスファルト舗装 L = 340m W = 7.0m	25,200 18,200
氷ノ山・後山・那岐山国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L = 2,500m W = 1.5m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 18.6 m ²	11,800	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和48	小計				72,800千円
49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	R C二階建 延べ394.1 m ²	50,600
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市福部村	排水管 HP ϕ 200% L = 1,500m LP ϕ 150% L = 1,100m ϕ 200% L = 650m 庄送ポンプ 3か所 沈殿池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国定公園	船通山歩道整備	日南町	L = 1,170m W = 1.0 ~ 1.5m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 RC 27m ² 駐車場 528m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000m ² 300人収容 取合車道 L = 506m W = 3.0m 炊事場 22.8m ² 2棟 便所 18.6m ² 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備	岩美町	駐車場舗装 2,299m ²	7,800
		鳥取砂丘道路整備	福部村	ロックネット 655m ² 砂防柵 L = 182m H = 95cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032m ² 歩道 L = 260m W = 1.5m 取付車道 L = 198m W = 3.0m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	楨原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備	江府町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500m ²	10,000 千円
		槇原園地整備 一向平野営場整備	大山町 東伯町	芝生広場造成 11,506m ² アプトサイト整備 2,146m ² 炊事場 36.1m ² 1棟 公衆便所 33.3m ² 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平屋建 393.6m ² 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W = 3.0m L = 705m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358m ² サイト造園 896m ² 汚水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L = 1,310m W = 1.5m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050m ² 管理棟 木造 487m ²	14,800
	小計				84,045
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L = 1,894m W = 0.8~1.5m 休憩所 キ木造 18m ²	9,400
57	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L = 305m W = 1.5m 安全施設 L = 320m 標識区間 L = 1.4Km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡幅 L = 195m W = 8.0m 駐車場拡張 AS舗装 909m ²	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L = 266m W = 1.5m 木道 L = 115m W = 0.5m 柵 L = 410m	27,400
	小計				72,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A = 14m ² 探勝歩道改良 W = 1.5m L = 1,080m 防護柵等 1式 L = 330m	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和58	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A = 4,924 m ² 歩道 L = 377 m W = 2.0 ~ 3.0 m	38,000 千円
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61 m ²	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A = 665 m ² サイト造園 A = 3,486 m ² 探勝歩道新設舗装 W = 2.0 m L = 65.60 m W = 1.5 m L = 66.45 m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯨ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L = 1,289 m W = 2.0 m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 R C造水洗 A = 25.74 m ² 浄化槽一式	11,600
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W = 1.5 m L = 816 m 登山道改良 W = 1.0 ~ 1.5 m L = 1,589 m 避難小屋 木造 A = 17.6 m ²	10,800
	小計				60,400
	60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A = 100 m ²
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L = 105 m W = 0.5 ~ 1.0 m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 253.92 m ²	38,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			100,000
61	大山隠岐国立公園	禎原駐車場整備	大山町	駐車場改良舗装 A = 11,433 m ² 公衆便所 R C造 汲取式 A = 21.98 m ²	38,200
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場公衆便所新築	大山町	公衆便所 R C造 汲取式 A = 50.47 m ²	11,800
	氷ノ山 後山・那岐山国定公園	那岐山登山線歩道整備	智頭町	歩道新設 L = 2,035.5 m W = 1.5 m	10,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 61	小計				千円 60,000
62	大山隠岐国立公園	大山登山道線・行者谷線歩道整備	大山町	木道新設 L = 228m W = 1.0m 歩道新設 L = 736m W = 1.5m	29,200
	山陰海岸国立公園	城原園地駐車場整備	岩美町	駐車場造成舗装 A = 1,284m ² 公衆便所 RC造汲取式 A = 12m ²	18,800
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館整備	岩美町	マルチ映像ホール増設 RC造 108m ² マルチスフィットシステム等 一式	55,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	佐治川ダム園地整備	佐治村	探勝歩道 L = 220m W = 1.5m サイト造園 A = 1,500m ² 休憩所 木造 A = 16m ²	10,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			113,000
63	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第1期) 鉄骨造2階3層 A = 6,559m ² 281台収容	324,010
	山陰海岸国立公園	※鳥取砂丘休憩舎整備	鳥取市	休憩舎兼公衆便所 木造平屋 A = 126m ² 駐車場 A = 436m ²	44,900
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館展示整備	岩美町	活魚水槽、トワイビジョン カフールトン	7,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			375,910
合計					1,507,192

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園公衆便所	倉吉市	1棟 26m ²	千円 1,000
		馬の山車道 鉢伏山駐車場	羽合町 東郷町	L = 654m W = 4m 面積 1,875m ² 収容力 バス5台、小型車52台	2,400 2,000
	奥日野県立 自然公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826m 東屋 14m ² 3棟	2,600
	小計				8,000
47	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園歩道	倉吉市	L = 491.7m W = 2.0m	1,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
47	奥日野県立自然公園	滝山公園歩道	日野町	L = 516.8m W = 1.0m	千円 1,800
	小計				2,800
48	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市 三朝町	L = 465.8m W = 2.0m L = 314.8m W = 1.5m	1,000 2,400
	奥日野県立自然公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6m ²	1,000
	小計				4,400
昭和 49	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L = 400m W = 1.5m 清掃設備、廃却炉 1基	2,000
	奥日野県立自然公園	滝山公園休憩舎 石霞溪歩道	日野町 日南町	鉄骨カフトタンぶき 35m ² 簡易施設(ベンチ2基) L = 700m W = 2.0m	1,000 3,500
	小計				6,500
50	奥日野県立自然公園	鶉ノ池公園歩道 石霞溪歩道	日野町 日南町	L = 485.0m W = 1.5m L = 110.2m W = 1.0m	2,000 1,500
	小計				3,500
51	奥日野県立自然公園	鶉ノ池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200m 洗場 1か所	2,000
	小計				2,000
52	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8m W = 1.5m 取付道路 L = 28.5m W = 2.0m 植栽(サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 10,000m ² 便所 2棟	2,000
	小計				5,000
53	奥日野県立自然公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 9,860m ² 芝張 1,220m ²	2,000
	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363m ² 取付道 45m 排水溝 218m	2,000
		茂津駐車場 三朝駐車場	羽合町 三朝町	駐車場舗装 1,240m ² 駐車場舗装 584m ² 外柵 85m ² 案内板 1基	2,000 2,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費	
53	小計				千円 8,000	
54	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	駐車場造成 982 m ²	2,000	
		打吹公園	〃	休憩所 39 29 m ² 1棟	3,000	
		三朝園地	三朝町	休憩所 16.00 m ² 1棟	2,000	
	小計				7,000	
55	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22 m ² 1棟	2,000	
		奥日野県立 自然公園	鶺ノ池車道	日野町	車道舗装 L = 450 m W = 3.5 m	5 630
		小計				7,630
56	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 33 9 m ²	5,200	
		奥日野県立 自然公園	鶺ノ池車道 花見山駐車場	日野町 日南町	車道舗装 L = 458 m W = 3 5 m 駐車場 866 m ²	4,000 6 000
		小計				15,200
57	三朝東郷湖 県立自然公園	今滝歩道	東郷町	歩道 L = 237 m W = 1 5 m 休憩所 キ木造 4 m ²	5 000	
		奥日野県立 自然公園	鶺ノ池便所	日野町	公衆便所 C B 造 18 6 m ²	2,500
		小計				7,500
58	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099 m ² 歩道 L = 138 m W = 2 0 m ネットフェンス H = 3.0 m L = 40 m はか	3 000	
		奥日野県立 自然公園	鶺ノ池野営場	日野町	アプトサイト 4,586 m ² 炊事棟 24 m ²	5 000
		小計				8,000
59	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 A = 7 399 m ² 歩道 L = 230 m W = 1 5 m ベンチ 15基 植栽 7本	2 400	
		西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 L = 115 m (150段) W = 1 0 m	2 929

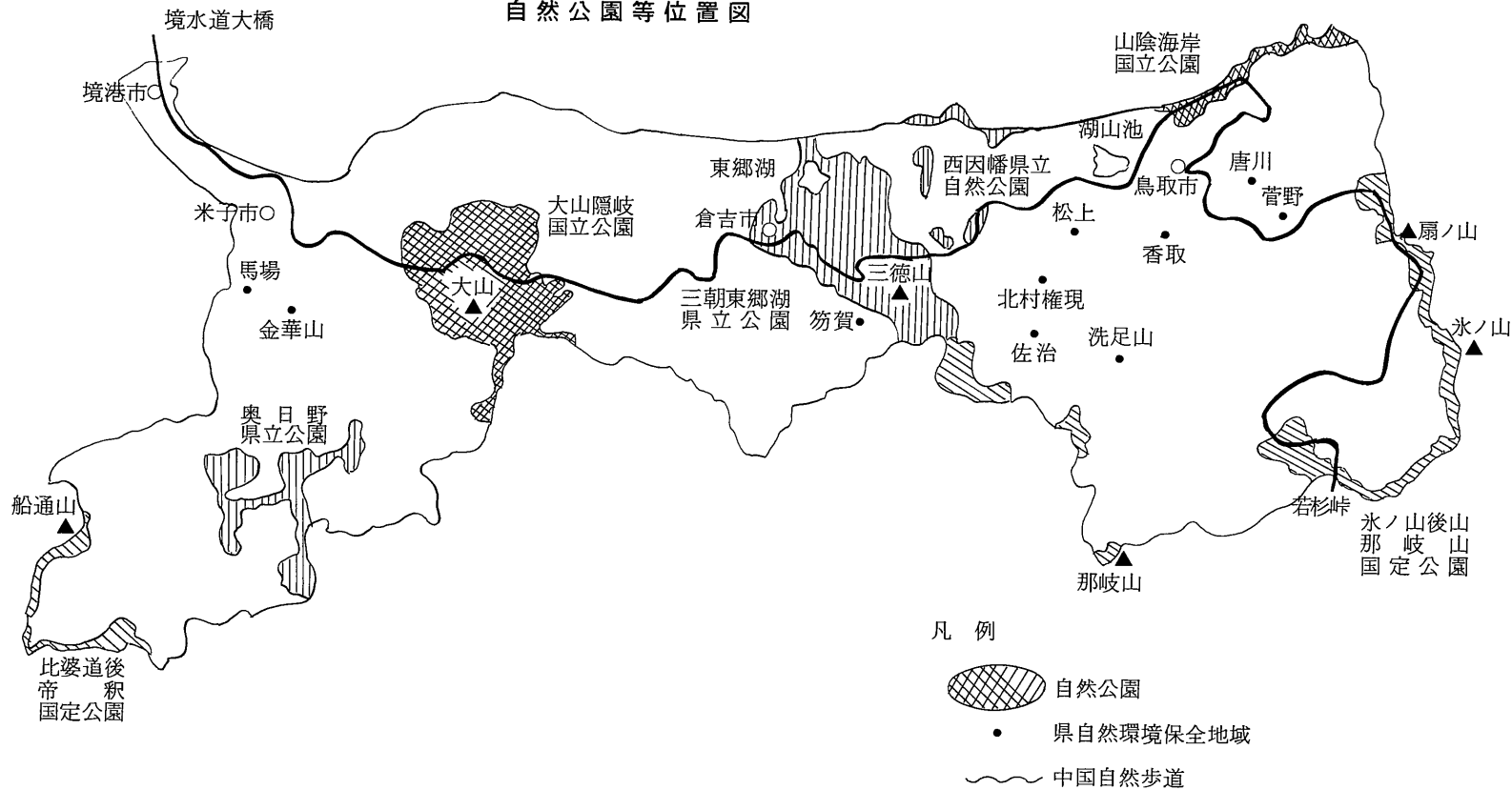
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
59				休憩舎 木造 A = 80m ²	
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 L = 110m W = 1.5m 休憩舎 木造 A = 12m ²	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 2,364.45m ² 階段工 238m(44段)	3,300
	西因幡県立自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 910m W = 1.0m	2,700
	小計				6,000
61	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 A = 2,935m ² 遊歩道 L = 40m W = 20m	2,000
	西因幡県立自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 210m W = 1.0m	2,424
	奥日野県立自然公園	塔の峰公園	日野町	公衆便所 CB造 A = 17m ²	2,000
	小計				6,424
62	三朝東郷湖県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L = 291m W = 1.0 ~ 1.5m	10,000
	西因幡県立自然公園	姉泊海岸便所	気高町	公衆便所 CB造 A = 12.9m ²	2,814
	〃	長尾鼻園地	青谷町	歩道改良舗装 L = 200m W = 1.0m	2,700
	奥日野県立自然公園	塔の峰公園	日野町	給排水施設 L = 342m ポンプ、水飲み	2,000
	小計				17,514
63	三朝東郷湖県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L = 434m W = 1.5m	8,000
	西因幡県立自然公園	鷺峰山野営場	鹿野町	公衆便所 木造及取式 A = 23m ²	3,000
	奥日野県立自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L = 592m W = 1.5m	3,000
	小計				14,000
合計					137,197

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 52	川床・一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L = 9,039m W = 1.5 m 吊橋 L = 45m W = 1.0 m (大山隠岐国立公園内)	29,800 ^{千円}
	岩戸大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L = 2,650m W = 1.5 m 休憩所 1棟 28m ² 公衆便所 2棟 49m ² (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床赤松線	大山町	歩道新設 L = 649m W = 1.5 m 休憩所 1棟 28m ² 歩道改良 L = 3,967m W = 1.5 m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L = 5,552m W = 1.0~1.5 m 歩道改良 L = 5,500m W = 1.0~1.5 m 橋 L = 10m W = 1.5 m 休憩所 1棟 55m ² (水ノ山後山那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L = 6,921m W = 1.0 m 標識区間 46.5 Km 休憩所 4棟 51m ² 公衆便所 1棟 20m ² (公園外)	45,000
	一向平三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L = 2,700m W = 1.5 m 標識区間 46.0 Km 休憩所 2棟 22m ² 公衆便所 3棟 37m ² (公園外)	36,000
	小計			81,000
55	岩戸・浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3 Km 公衆便所 1棟 16m ² (山陰海岸国立公園内)	7,000
	浜坂三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L = 6,000m W = 1.0 m 標識区間 45.5 Km 休憩所 2棟 26m ² 公衆便所 1棟 12m ² (公園外)	52,800
	小計			59,800

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L = 2,912m W = 1.5m 標識区間 5.0km 休憩所 木造 19.8m ² (氷ノ山後山那岐山国定公園内)	千円 17,600
	広留野 扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L = 1,088m W = 1.5m 標識区間 1.5km (氷ノ山後山那岐山国定公園内)	7,200
	芦津・広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L = 10,017m W = 1.5m 標識区間 21.0km 休憩所 木造 19.8m ²	33,900
	小計			58,700
57 (事業完了)	金門 寂静線	大山町	歩道(改良) L = 1,087m W = 1.0~1.5m 休憩所 木造 12.6m ² (大山隠岐国立公園内)	5,000
	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L = 3,857m W = 1.5m (氷ノ山後山那岐山国定公園内)	11,400
	三滝奥・狩谷山	智頭町	歩道(新設) L = 2,169m W = 1.5m 標識区間 L = 3.6km (公園外)	7,500
	赤松 境水道大橋	大山町 米子市 境港	標識区間 L = 38km 休憩所 木造 18m ² 2棟 (公園外)	11,100
	小計			35,000
合計				354,500

自然公園等位置図



資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年度	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	計
51	25,950	—	25,950
52	33,940	—	33,940
53	31,815	—	31,815
54	35,290	—	35,290
55	33,100	—	33,100
56	33,490	11,604	45,094
57	37,670	14,636	52,306
58	37,760	11,572	49,332
59	45,505	9,750	55,255
60	56,906	10,322	67,228
61	64,389	12,435	76,824
62	65,600	13,046	78,646
63	67,792	19,413	87,205

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名 調査状況	調査年度	調査内容	調査費 (千円)
皆 生	昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35,700
三 朝	昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37,351
東郷・羽合	昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70,480
浜 村	昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36,298
関 金	昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	48,268
鹿 野	昭和62年度～平成元年度	調査 試験井掘削(4井)	48,414

資料4 自然環境保全基礎調査実施状況

区 分		実 施 期 間	実 施 箇 所 数	調 査 箇 所 名		
調 査 回 数	調 査 名					
第1回	植 生 調 査	昭和 48年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野、酒賀神社、籠津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、小河内		
	動 物 調 査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷	
	地 形 地 質 調 査				6	菅野、籠津海岸、高清水高原 人形峠、稲葉山 宮ノ下、佐治谷、金華山
第2回	植 生 調 査	昭和 53年度	11 60	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田 南田神社		
	特 定 植 物 群 落 調 査	}		54年度	須賀の山(氷ノ山)の自然林	大野見宿弥命神社社叢
					須賀の山古敷岩の風衝低木群落	倉田八幡宮の社叢
					甘露神社のスタジイ二次林	意上奴神社社叢
					浦富海岸のクロマツ林	松上神社のスタジイーサカキ林
					南田神社社叢	矢橋神社社叢
					陣鉢山周辺の自然林	鷲峰神社社叢
					唐川湿原植生	高鉢山北谷の自然林
					唐川のモミ林	犬山神社社叢
					宇部神社社叢	那岐山の風衝低木林
					鳴滝山の自然林(トチノキ・スギ・サワグルミ・フナ)	那岐山山頂草原
					赤蔵神社社叢	金山神社社叢
					虫井神社社叢	三徳山の自然林(I)
					椎谷神社社叢	三徳山の自然林(II)
					久松山のスタジイ林	倭人神社社叢
鳥取砂丘植生	波々伎神社社叢					

				<table border="1"> <tbody> <tr><td>打吹山のスダジイ林</td><td>日野町秋縄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナファーソヨゴ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミスナーサワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>烏ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌツツエ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマシヅメ林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスギ林</td><td>砥破神社のクレーコナツ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のフナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部付近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のブナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>栗島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </tbody> </table>	打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナファーソヨゴ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林	烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌツツエ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマシヅメ林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクレーコナツ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のフナ林	大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のブナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	栗島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナファーソヨゴ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌツツエ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマシヅメ林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクレーコナツ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のフナ林																																	
大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のブナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
栗島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海域生物 環境 調 査		5	小鴨か磯、御崎、酒ノ津、赤碓港、東坪																														
第3回	植生 調 査	昭和 58年度 、 62年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動カ嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、楽々福神社、城山、滝山公園、 扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、槇原、一ノ投、福頼、荻名、馬佐良、落合																														
	特定植物 群落 生 育 調 査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モミ林、東大山域ヒメコマツ群落、東大山域クロソヨゴ低木群落、黒坂キシツツジ群落、金華山熊野神社社叢																														

	特定植物群落調査 (追跡調査)		60	第2回の特定植物群落調査地点
	特定植物群落調査 (追加群落)		8	甌山コナファーシゲ林、久松山アベマキ林、日吉神社スタシイ林、伏野神社スタシイ林、権現の森、三滝溪谷フナ林、大山ミズナフ、三滝溪谷のスキーシャクナゲ群落
	特定植物群落調査 (生育状況調査群落)		8	唐川湿原植生、久松山スタシイ林、鳥取砂丘の植生、大山寺大神山神社スキ老齡林、大山中腹の自然林、大山、ズナフ、権現の森、大山山頂部付近の自然草原
	湖沼 河川 調 査		6	多鯰カ池、湖山池、東郷湖、千代川、天神川、日野川
	海域生物 環境調査		3	赤碓港、酒ノ津、東坪
第4回	巨樹巨木林 調 査	昭和 63年度	517	地上130cmの位置の幹周が300cm以上の樹木(巨樹)及びこれらが複数生育する樹林(巨木林)

資料5 自然解説実績

年度	区分	大山自然解説		山陰海岸自然解説	
		日 数	参 加 者	日 数	参 加 者
52		31	801		
53		31	1,233		
54		40	1,269		
55		40	1,593	-	
56		40	1,561		
57		40	1,015	9	200
58		42	1,417	9	165
59		55	2,420	9	178
60		55	2,208	8	247
61		54	2,312	10	302
62		55	2,080	9	287
63		55	2,254	9	292

資料6 自然保護研修実績

年度	区分	研 修 の 名 称	場 所	参 加 者 (生 徒)
56		自 然 保 護 研 修	船上山少年自然の家	43 人
57		〃	〃	41
58		〃	〃	38
59		自 然 を 守 る 少 年 教 室	〃	43
60		〃	〃	30
61		〃	〃	37
62		少年少女自然保護協力員養成研修	大 山 青 年 の 家	38
63		〃	〃	40

資料7 昭和62年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

昭和62年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、昭和62年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和63年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある場合は、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり。

表1 二酸化硫黄の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.004	0	0	0	0	0.029	0.009
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.005	0	0	0	0	0.062	0.011
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.032	0.007
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.005	2	0.0	0	0	0.176	0.011
岡山	56 (14)	0.003	0	0	0	0	0.022	0.006
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.011	1	0.0	0	0	0.151	0.023
広島	45 (20)	0.004	0	0	0	0	0.036	0.007
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.012	4	0.0	1	0.3	0.144	0.024
山口	41 (12)	0.003	0	0	0	0	0.023	0.007
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.010	2	0.0	0	0	0.125	0.025

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	8時間値が2.0 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が1.0 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値			
		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)			
鳥取	2 (2)	0.4	0	0	0	0	3.1	0.7			
		∧					∧	∧	∧	∧	∧
		0.5					4.3	0.8			
島根	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	2.3	0.6			
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	6.0	1.6			
広島	1 (国設)	0.2	0	0	0	0	1.3	0.5			
山口	4 (3)	0.7	0	0	0	0	5.9	1.6			
		∧					∧	∧	∧	∧	∧
		1.2					8.1	2.4			

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	区分 局数	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が $0.20 mg/m^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10 mg/m^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)
			(時間)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	2 (2)	0.022	0	0	0	0	0.128	0.049
		?	?	?	?	?	?	?
		0.024	0	0	0	0	0.178	0.049
島根	2 (2)	0.022	0	0	0	0	0.140	0.041
		?	?	?	?	?	?	?
		0.023	0	0	0	0	0.179	0.059
岡山	41 (14)	0.026	0	0	0	0	0.185	0.056
		?	?	?	?	?	?	?
		0.049	50	0.6	18	50	0.433	0.118
広島	29 (13)	0.023	0	0	0	0	0.125	0.051
		?	?	?	?	?	?	?
		0.056	44	0.5	12	3.3	0.430	0.106
山口	25 (9)	0.017	0	0	0	0	0.108	0.036
		?	?	?	?	?	?	?
		0.040	16	0.2	4	1.1	0.366	0.097

表4 窒素酸化物の比較

区 分 都 道 府 県 局 数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO + NO ₂)				
		年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	NO ₂
						(日)	(%)						(%)
鳥 取	2 (2)	0.003	0.109	0.010	0.005			0.039	0.015	0.008	0.142	0.024	66.9
		∟	∟	∟	∟	0	0	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.005	0.150	0.016	0.012			0.066	0.023	0.017	0.186	0.037	69.4
島 根	2 (2)	0.002	0.041	0.006	0.004			0.040	0.008	0.007	0.081	0.013	65.6
		∟	∟	∟	∟	0	0	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.002	0.051	0.007	0.005			0.052	0.015	0.007	0.087	0.022	66.9
岡 山	45 (14)	0.004	0.081	0.011	0.009			0.041	0.019	0.014	0.099	0.032	36.3
		∟	∟	∟	∟	0	0	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.029	0.384	0.110	0.024			0.119	0.044	0.052	0.441	0.139	73.5
広 島	44 (20)	0.002	0.049	0.005	0.007			0.038	0.015	0.007	0.088	0.020	36.0
		∟	∟	∟	∟	0	0	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.027	0.384	0.089	0.026			0.089	0.044	0.052	0.453	0.123	76.1
山 口	26 (12)	0.003	0.086	0.010	0.009			0.044	0.021	0.012	0.124	0.031	48.3
		∟	∟	∟	∟	0	0	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.022	0.419	0.106	0.023			0.135	0.041	0.043	0.464	0.159	73.7

(注) ザルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定	昼間測定	昼間の1時間値が 0.06 ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12 ppm以上の日 数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		日数	時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	358	5,224	46	234	0	0	0.092	0.045
		360	5,265	62	366	0	0	0.094	0.049
島根	2 (2)	319	4,480	18	61	0	0	0.073	0.038
		343	5,035	27	142	0	0	0.090	0.041
岡山	38 (13)	238	3,468	29	94	0	0	0.082	0.040
		366	5,434	124	638	5	7	0.171	0.055
広島	32 (15)	231	3,274	0	0	0	0	0.055	0.020
		366	5,400	117	679	4	10	0.145	0.055
山口	18 (12)	347	4,837	13	42	0	0	0.075	0.032
		366	5,379	78	337	0	0	0.107	0.046

3. 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値か、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。	

資料8 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要（県内該当施設）

令項別表番 第一号	施設の種類	排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素濃度 On (%)	備考	
		区分 規模 (万Nm ³ /H)	既設	新設			
1	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5	◎当分の間On=Os	
		4未満	0.10	0.10			
	重油その他液体 専焼並びにガス 及び液体の混焼	20以上	0.07	0.05	4		
		4～20	0.18	0.15	4		
		1～4	0.25	0.25	4		
	ボイラー	1未満	0.30	0.30	◎ 4		
		紙・パルプの製 造に伴う黒液燃 焼	20以上	0.20	0.15		Os
			4～20	0.35	0.25		
	4未満		0.30				
	フ	石炭燃焼	20以上	0.15	0.10		6
			4～20	0.25	0.20		
			4未満	0.35	0.30		
1	低カロリー 石炭燃焼	—	△0.70	—	Os	△5000 Kcal/Kg未満のもの	
	触媒再生塔付属	—	0.30	0.20	4	◎当分の間On=Os	
	前記を除く	4以上	0.30	0.30	◎ 6	(注) 小型ボイラーで60.99以前に設置 されたもの及びガス、灯油、軽油、 A重油を使用するものは適用しな い。そのほかのものは、それぞれ 最小規模の基準（ただし65.99ま でに設置されたものは0.5g/N m ³ ）	
4未満	0.40						
2	ガス発生炉	—	0.05	0.05	7		
	ガス加熱炉	—	0.10	0.10	7		
5	金属溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os	※アルミウム用反射炉は当分の 間0.30	
		4未満	※0.20	※0.20			
6	金属加熱炉	4以上	0.15	0.10	◎ 11	◎当分の間On=Os	
		4未満	0.25	0.20			
7	石油加熱炉	4以上	0.10	0.10	6	※潤滑油製造用で1万Nm ³ /H未 満のものは当分の間0.18	
		4未満	※0.15	0.15			

令項別表番号第一号	施設の種類		排出基準値 (g/Nm ³)			標準酸素濃度 On (%)	備考
			区分 規模 (万Nm ³ /H)	既 設	新 設		
9	焼成	石灰焼成炉	—	0 30	0 30	15	◎当分の間On = Os
		土中釜	—	0 40	0 40	15	
	炉	セメント焼成炉	—	0 10	0 10	10	
		耐火物原料 又は耐火レンガ 製造用	4 以上	0 10	0 10	18	
			4 未満	0 20	0 20		
		前記を除く		4 以上	0 15	0 15	
		4 未満	0 25	0 25			
11	乾燥炉	4 以上	0 15	0 15	16	★ 1 万 Nm ³ /H 未満は 0 35	
		4 未満	★ 0 30	0 20			
	骨材乾燥炉	—	※ 0 50	0 50	16	※ 2 万 Nm ³ /H 未満は 0 60	
13	廃棄物焼却炉	—	0 50	0 50	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os	
		連続炉	4 以上	0 15	0 15	◎ 12	◎ 当分の間 On = Os
	4 未満		0 50	0 50			
29	ガスタービン	常用	—	△	0 05	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△		
30	ディーゼル機関	常用	—	△	0 10	△ 当分の間適用猶予	
		非常用	—	△	△		

- (注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。
- 2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度OnがOsとなっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。
- 3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型のものは標準酸素濃度をOsとする。
- 4 はいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C はいじん量 (g/Nm³)
 O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
 O_s 測定時の酸素濃度 (%)
 C_s 測定時のはいじん量 (g/Nm³)

資料9 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の概要（県内該当施設）

令項別 表番 第一号	施設の種類	設置 年月日	排 出 基 準 値 (ppm)							標準 酸素 濃度 On (%)	備 考	
			48 ・以 8 ・ 9 前	4850 ・ 8 12 ・ 10 9 ・ ?	5052 ・ 12 6 ・ 10 17 ・ ?	5254 ・ 6 8 ・ 18 9 ・ ?	5458 ・ 8 9 ・ 10 9 ・ ?	5862 ・ 9 3 ・ 10 31 ・ ?	62 ・以 4 ・ 1 降			
1	ボイパー (伝熱面積10 m ² 以上)	ガス専焼	50以上	} 130	} 130	} 100	60	60	60	60	5	液体燃焼ボイ パーで52.99 以前に設置さ れた排出ガス 量0.5万Nm ³ /H未滿の過 負荷燃焼型の ものについて は適用しない。
			10～50				} 150	} 150	100	100		
			4～10	130	130	130			130	4		
	1～4	150	150	150	150							
	1未滿	150	150	150	150							
	50以上	180	} 180	} 150	130	130	130	130				
	10～50	190			150	150	150	150				
	4～10	230	230	} 250	◎250	180	180	180	6	◎当分の間 350ppm		
	1～4	250	250		250	180	180					
	1未滿	250	250	250	180	180						
	小ボイパー 型	液体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	◎260	4	◎65.9 9まで 設置されたも のは300ppm
固体燃焼		—	—	—	—	—	—	—	350	6		
2	ガス発生炉・加熱炉	—	170	170	170	170	150	150	150	7		
	水素ガス発生炉の うち天井ハーナー型	—	360	360	360	360	150	150	150			
5	金属溶解炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	キューボフは適 用除外	
6	金属加熱炉 (フジアントチュ ープ型)	10以上	} 200	} 200	100	100	100	100	100	11		
	1～10	150			150	150	150					
0.5～1	} 170	} 170	180	180	180	180						
0.5未滿			170	170	170	170	170	170				
金属加熱炉 (フジアントチュ ープ型及び鍛接 鋼管用を除く)	10以上	160	160	100	100	100	100	100	100	6		
1～10	170	170	150	130	130	130	130					
0.5～1	200	200	200	180	180	180	180					
0.5未滿	200	200	200	180	180	180	180					
7	石油加熱炉	4以上	170	} 170	100	100	100	100	100	6		
		1～4	180		150	130	130	130	130			
		0.5～1	180	180	180	150	150	150	150			
0.5未滿	200	200	200	180	180	180	180					

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設年月日 規模 (万Nm ³ /H)	48・以 8 9 前	4850 8 12 10 9 ?	5052 12 6 10 17 ?	5254 6 8 18 9 ?	5458 8 9 10 9 ?	5862 9 3 10 31 ?	62・以 4 1 降		
9	石灰焼成炉のうちガス 燃焼ロータリーキルン	—	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉 及び熔融炉	—	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	4以上 4未満	} 300	} 300	} 300	250 300	} 250	} 250	} 250	12	
	廃棄物焼却炉 (連続炉を除く)	4以上 4未満				— —					

- (注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない。
2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{酸素測定濃度、O}_s (\%)} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあっては、20%とする。

- 3 小型ホイヤーにあっては、60.9 10以降設置されたものに適用する。
なお、軽質液体燃料を使用する小型ホイヤーには適用しない。

資料10 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考			
		既設	新設									
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予	
				燃料種別	設置時期	63.2 1 ~	64.8. 1 ~	66.2 1 ~				
				液体	排ガス量	45 000Nm ³ h未満	120	100	70			
				45,000Nm ³ h以上	100	100	70					
気体	45,000Nm ³ h未満	90	70	70								
		非常用	△	△					—			
30	ディーゼル機関	常用	△	950 ppm						13	△ 当分の間 適用猶予	
				但し、シリンダー内径 400mm以上の大型機関は、								
				63.2 1 ~ 64.7 31	1 600 ppm							
		非常用	△	△					—			

- (注) 上表区分の既設は昭和63年1月31日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1日以降に設置されたもの。

資料 11 大気汚染防止法第 18 条の 3 の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準

(施行規則第 16 条 昭和 46 6 22)

令別法第 2 の項番号	一般粉じん発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス戸	原料処理能力が 1 日当たり 50 t 以上であること。	1 装炭作業は、無塵装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか 又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、カイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか 又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、カイト車又はカイト車の走行する炉床の強度が小さいこと、カイド車の軌条の幅が狭いこと等によりカイト車にフードを設置することか著しく困難である場合は防じんカー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ヘルトコンヘア及びバケットコンヘア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ヘルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンヘアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンヘアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力は75 kw以上であること。	次の各号の1に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15 kw以上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料 12 航空機騒音に係る環境基準について

（昭和 48. 12. 27）
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することか望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

（注） 1をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位：デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{\text{dB (A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

- (注) $\overline{\text{dB (A)}}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C 1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩（slow）とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

- 備考
1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 13 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kw 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kw 以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る。 原動機の定格出力が 3.75 kw 以上のものに限る。 タンプラスト以外ののものであって 密閉式のものを除く。 タ ン プ フ ー
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ヘンティンクマシン	
	ニ 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ セ ン 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォー ンクマシン	
	リ プ ー ス ト	
	タ ン プ フ ー	
2 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。
4 織 機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	ニ 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
ヘ か ん な 盤		
8 抄 紙 機		原動機を用いるものに限る。
9 印 刷 機 械		原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機		
11 铸 型 造 型 機		ジェット式のものに限る。

資料 14 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 kw 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプット（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプット（混練機の混練重量が 200 Kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプットを設けて行う作業を除く。

資料 15 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (イ) トムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が22キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が22キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジート式のものに限る。）

資料 16 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）